

第五回國會議院

内閣委員会地方行政委員会連合審査会議録第二号

昭和二十四年四月二十三日(土曜日)

午後二時十七分開議

出席委員

内閣委員長

委員 齋藤 隆夫君

理事 小川原政信君

理事 山口六郎次君

理事 有田 喜一君

理事 鈴木 幹雄君

青木 正君

尾崎 義一君

柳澤 義男君

地方行政委員会

委員長 中島 守利君

理事 生田 和平君

理事 福田 篤泰君

理事 立花 敏男君

大泉 寛三君

川本 末治君

野村 孝太郎君

門司 亮君

出席國務大臣

國務大臣 木村小左衛門君

出席府縣委員

内閣官房長官 増田甲子七君

内閣官房次長 郡 祐一君

(官房自治課長) 鈴木 俊一君

(地方財政委員) 荻田 保君

總理廳事務官

委員外の出席者

専門員 龜掛川 浩君

専門員 小關 紹夫君

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

本日の会議に付した事件

地方自治廳設置法案(内閣提出第四九号)

○齋藤委員長 これより会議を開きます。

本日は一昨日に引続きまして、内閣委員会と地方行政委員会との連合審査会を行います。質疑を続行いたします。

議題は地方自治廳設置法案でありますから、質疑はなるべく本日の議題についてお進めを願います。申すまでもございせんが、地方自治廳設置法案、すなわち自治廳の機構に関する問題でありますから、機構に関するところと地方行政の運用に関するところはまた切り離して進まなくてはなりません。

で、地方行政の運用に關しましては別の方で御審議になっていただきます。この連合会は機構に關することのみに限定したいと思ひます。むしろ機構に關することと運用に關することは密接な關係もございまいし、よりから、そういう点は御質疑になつてもよろしい。

ございせんが、運用に關することは切り離して御質問願ひます。なお大分質問をなさる方もありますから、大体御一人について二十分以内くらいで切り上げることをお願いいたします。それではこれより質疑を続行いたします。

木村君何か議事進行に關して……

○木村(榮)委員 地方自治廳設置法案を審議いたします前に、この前も増田官房長官から大体提案の理由説明はあ

つたわけでありましたが、現に地方財政委員会の方の責任者としてこの問題には、最も責任ある立場におられます木村國務大臣のこの委員会に付託された地方自治廳設置法案、この法律案による機構、こういつたものについての御見解を承つておきたいと思ひるのであります。

○木村國務大臣 今回提出いたされた地方自治廳設置法案は、提案の理由において説明いたしました通り、現下の地方行政運用の上に最も適切な、必要なものと私は認めておる次第であります。

○木村(榮)委員 さういいたしますと、この原案が最もつばなものであつて、このまま認めていただきたい。そのような御意見と拜聴してさういふえございせんか。

○木村國務大臣 もとより提案いたしましたから、その通りであります。

○木村(榮)委員 この問題につきましても、この間HQの方からもいろいろお話があつて、相當慎重に審議をしてもらいた。むしろさういふことがなくても、私もといたしましては當然慎重に審議いたしますが、特にそのような助言があつて、中には憲法違反の疑いもあるのではないかと云われておるくらいな問題があるわけでありまして、さういふ問題をめぐつて、この問題を討論しなければならぬわけなのであります。さつき委員長の発言によれば、急ぐわけでもございまいし、この時間をとおひね二十分間以内

にしてくれといつたふうなことでございしましたが、このような議事の運営方法では、私といたしましては、この大事な法案を審議します上において、非常に困ると思ひます。むしろさういつたことも一應は考える必要もございしますが、それよりも、もつとこの問題をめぐつて、時間の關係等はあまり制約しないで、慎重審議いたしたいと思ひますから、この際時間の二十分間あるいは三十分間といつたふうなお申出に對しては、私としては承服しないといふことをはつきり申しておきます。

○齋藤委員長 それでは質疑の通告順によつてこれを許します。中島守利君。

○中島地方行政委員長 ごく簡単にことを二点ほどお伺ひしたい。過日増田官房長官より、今度新たに設置されるべき地方自治廳は、地方財政委員会と内閣總理廳の自治課と、この二つを合したもので、まづたそのまゝ受入れたものであると云ふこととあります。しかしながら私もこの内容を拜見いたしますと、地方財政委員会は前には決議機関でありましたが、今度の委員会の組織は諮問機関になつておるように見受けるのであります。この点に對して當局からお答えを願ひたい。

○増田政府委員 中島さんにお答え申し上げます。仰せの通り今回の地方自治廳は、總理廳の自治課と、同じく諮問關係の合議体の行政機關である地方財政委員会とを併合したものでございまして、これは市町村長あるいは府

縣知事その他地方公共團體の一致の要望を具体化したものでございまして、法案の内容等について違つた点は、從來の法規を總合統一したという点が違つただけでございまして、内容においては特に違つた点はないのでございしますが、お説のように地方財政委員会は決議機関でございしましたが、今度設置せらるべき地方自治委員会は諮問機関に相なつております。といふのは、從來は御承知の通り、地方財政委員会の關係におきましては、國務大臣の地位がまださう確定的なものではなかつたのでございしますが、今回は必ず國務大臣が地方自治廳の長官になることに相なつておるのであります。従いましてピラミッド型の独任制官廳にいたしましたわけでございます。合議制官廳といつたやうな、頭の平らな官廳ではなしに、頭のピラミッド型になつたとこのの、國務大臣を行政長官とするところの官廳いわゆる独任制官廳にいたしました次第でございまして、従いまして、独任制官廳の横にまた合議制官廳がつくといふやうなことは、事務處理の円滑を期する上から言ひまして、あるいは内閣制度の建前から見ましても、どうかと思ひまして、國務大臣をピラミッドの頂上とする独任制官廳の諮問機關という意味において、地方自治委員会を規定いたしました次第でございまして、もとより諮問事項につきましては、でき得る限り地方公共團體の意見を尊重するといふ建前は堅持いたしたいと思つておる次第でございします。

縣知事その他地方公共團體の一致の要望を具体化したものでございまして、法案の内容等について違つた点は、從來の法規を總合統一したという点が違つただけでございまして、内容においては特に違つた点はないのでございしますが、お説のように地方財政委員会は決議機関でございしましたが、今度設置せらるべき地方自治委員会は諮問機関に相なつております。といふのは、從來は御承知の通り、地方財政委員会の關係におきましては、國務大臣の地位がまださう確定的なものではなかつたのでございしますが、今回は必ず國務大臣が地方自治廳の長官になることに相なつておるのであります。従いましてピラミッド型の独任制官廳にいたしましたわけでございます。合議制官廳といつたやうな、頭の平らな官廳ではなしに、頭のピラミッド型になつたとこのの、國務大臣を行政長官とするところの官廳いわゆる独任制官廳にいたしました次第でございまして、従いまして、独任制官廳の横にまた合議制官廳がつくといふやうなことは、事務處理の円滑を期する上から言ひまして、あるいは内閣制度の建前から見ましても、どうかと思ひまして、國務大臣をピラミッドの頂上とする独任制官廳の諮問機關という意味において、地方自治委員会を規定いたしました次第でございまして、もとより諮問事項につきましては、でき得る限り地方公共團體の意見を尊重するといふ建前は堅持いたしたいと思つておる次第でございします。

縣知事その他地方公共團體の一致の要望を具体化したものでございまして、法案の内容等について違つた点は、從來の法規を總合統一したという点が違つただけでございまして、内容においては特に違つた点はないのでございしますが、お説のように地方財政委員会は決議機関でございしましたが、今度設置せらるべき地方自治委員会は諮問機関に相なつております。といふのは、從來は御承知の通り、地方財政委員会の關係におきましては、國務大臣の地位がまださう確定的なものではなかつたのでございしますが、今回は必ず國務大臣が地方自治廳の長官になることに相なつておるのであります。従いましてピラミッド型の独任制官廳にいたしましたわけでございます。合議制官廳といつたやうな、頭の平らな官廳ではなしに、頭のピラミッド型になつたとこのの、國務大臣を行政長官とするところの官廳いわゆる独任制官廳にいたしました次第でございまして、従いまして、独任制官廳の横にまた合議制官廳がつくといふやうなことは、事務處理の円滑を期する上から言ひまして、あるいは内閣制度の建前から見ましても、どうかと思ひまして、國務大臣をピラミッドの頂上とする独任制官廳の諮問機關という意味において、地方自治委員会を規定いたしました次第でございまして、もとより諮問事項につきましては、でき得る限り地方公共團體の意見を尊重するといふ建前は堅持いたしたいと思つておる次第でございします。

○中島地方行政委員長 一体地方財政委員会のできます当時は、地方自治團體はこれに依頼するところが多かつたのであります。今回のような地方財政委員会の決議が無視されるような形になりまして、地方財政委員会そのものの權威にも非常に關係するような結果を見たのであります。私は過去において、地方財政委員会が決議機関でありましたので、今度諮問機関になりましたならば、まったく多数地方を代表するところの委員がおりまして、價值が疑われるようなことになりはしないか、その希望するものが、俗に申せばまことに植打がないようなことになりはしないか。意見にわたりますが、私はぜひこれは決議機関にすることが適當ではないかと思ふのであります。政府がどこまでもこれは諮問機関でなければ困るという理由を、もう少しはつきりお答え願いたいと思ふのであります。

○増田政府委員 すべて行政官廳は、御承知の通り國務大臣がピラミッドの頂上に立つておまして、そうして行政事務を円滑に、適切に、しかも速度的に処理することを建前としたしております。そこで今回設置せらるべき地方自治廳は、省ではございせんが、やはり國務大臣が必ず長官になる。すなわちピラミッド型の頂上に國務大臣が立つものでございまして、省でございまして、應でございまして、國務大臣がピラミッド型の頂上に立つておる行政官廳的組織におきまして、その下に委員会等が設置されて、その委員会の決議が、國務大臣を拘束するということになりますと、独任制官廳としての働きが十分に運営できない

ことに相なる次第でございまして、やはり國務大臣が独任制官廳の頂上であるような官廳におきましては、その官廳の事務につきましては、もとより各種の委員会がございまして、それらの意見を強力に反映せしむる必要があるとは存じますが、何方が決議機関であるというようなことになりまして、独任制官廳の親王は意思の自己決定ができる、自分で自分の意思を決定できますから、割合に早いのであります。また決議機関がかりに三人なり五人の委員で構成されておきまして、その委員の方々が集まつた決議というものが、やはりこれは意思決定の機関になりまして、何方が意思決定の機関ということになりまして、どうもその間難を併行格を来しやうというところもおそれられるのでございまして、従いまして、相なるべくは独任制官廳に付置さるべき委員会は、諮問機関であつた方が、官廳事務の運営上よいではないかと思つております。もとより中島先生のおつしやいますような地方公共團體の意見というものは、九十九パーセント、できれば百パーセントまでこれを尊重すべきものであるという点については、全然御同感でございまして。

○中島地方行政委員長 ただいまの増田官房長官の御説明によりまして、いわゆる役所から見た希望だけでありまして、私も國民の立場からいいますと、いやしくもその府縣を代表する者、あるいは市町村を代表する者、かようなものが相當な背景をもつて立つて、そうして地方自治体に対する財政上の意見を表示するわけでありまして、この決議が内閣に反映し、尊重せられることは当然と思ひます。各委員の一人がこの委員長になりまして、そうしてその決議が実行されない場合には、各委員が考へていいのじやないかと思ひます。あるいは委員としても、重大な責任を持つことが當然だと私は思ふのであります。そういうふうな立場で自治委員会ができませんければ、私から申せば、ただ官廳的にこういう委員会をこしらへる結果になりまして、ほんとうに民意の反映というものができなないのでないか。どこまでもこの委員会は力強い委員会として、そうしてその決議事項は大体において内閣がこれを取入れなければならぬ。もし取入れなかつた場合においては、私はこれに従事する各委員も責任をとるべきことが當然だと思ひます。それほど深く考へて決議をし、そうしてその実現をはかるというところは、これらの委員組織においては、最も必要なことではないかと思ふのであります。これは議論になります。私の希望を申し上げて、政府ではどうお考へになるか、もう一ぺんお伺ひしたいのであります。

○鹽田委員 今の法案は第十一條におきまして、「地方自治體の所掌事務のうち、左に掲げる事項は、地方自治委員會の意見を聞かなければならない。すなわち地方自治委員會の決定によらなければならぬ」というのは、これはいいのでございまして、意見を聞かなければならぬというものが、すなわち中島先生のおつしやる諮問委員会、こういうことに相なる次第でござい

す。

○鹽田委員 十一條に掲げておることは、意見を聞かなければならないということがあるが、これで諮問機関ということになつておるのです。よろしゅうございまして。

○増田政府委員 中島先生にお答え申し上げます。從來の経験にもかんがみまして、今度諮問委員会にした点が、地方財政委員会と自治課とを加えただけで、あとは何もかわつておりませんが、その点だけが違つております。この点については、あくまでも政府はこの意見を固執するかどうかという御質問と拜聴いたしまして、お答え申し上げます。相なるべくは從來の経験にもかんがみ、また司法機關というふうなものも含めての機關でやつておりますが、そうでない場合は、行政關係のことややはり諮問委員会といつたような形で、ピラミッド型の組織でやつて行く方が、こゝ一年間の経験にもかんがみ便宜であるので、諮問委員会で行きたいというのが政府の意見であります。

○中島地方行政委員長 ただいまの問題は意見の違ひでありますから、この程度にしておきたいと思ひます。次に委員會の構成であります。これはまづ前と同じことでありまして、學識経験者の一人というものがふえて、学識経験者の一人というものがふえて、地方自治体に対する執行機關ばかりでなく、決議機関の代表的なものも入れたらどうかと思ひます。これについて政府では御研究になつたのか、あるいはどういふために決議機関をこの中に入れないのか、その点を伺ひたいと思ひます。

○木村國務大臣 私から御答弁申し上げます。ただいまの御質問はちよつとわかりかねましたが、この構成の委員に地方自治體の議決機關の長を入れるということとはどうかという御質問でありましたか。

○中島地方行政委員長 長という意味ではありませんが、決議機関のたれかそういう理事を……

○木村國務大臣 これは私どもの方でも相當研究いたしました。地方の公共團體を代表するものは、当該都道府縣では知事でありまして、市で代表的なものは市長、町村では町村長で、そのうちの縣議會であるとか、あるいは市會であるとかいふのは、これは對外的に当該縣、市町村を代表したものでないかと考へておきまして、それを入れる段になりますと、人数も非常にふえて来るし、これは代表的権限を持つた委員に限つたならばよく考へて、立案したわけでありまして。

○中島地方行政委員長 代表機關といつたにしても、いわゆる現在の理事の本官から言へば、必ずしもその府縣の市長がいわゆる代表者であるとは限つておりません。ときによれば、議會が代表するといふ形になることが適當ではないかと思ひます。ただこの部面が主として財源に關係していることから、行政の中でも決議機関は必要でないという議論もあるかもしれませんが、どうも各府縣知事もしくは市町村長は主として行政部面を代表するものである。立法部面を代表するものでない。大体財務部面のごときものは、提案は市長がしますが、理念は議會が持つておる。その市町村会あるいは府縣會が財政の根本の理念を持つておると言はなければ

○中島地方行政委員長 長という意味ではありませんが、決議機関のたれかそういう理事を……

○木村國務大臣 これは私どもの方でも相當研究いたしました。地方の公共團體を代表するものは、当該都道府縣では知事でありまして、市で代表的なものは市長、町村では町村長で、そのうちの縣議會であるとか、あるいは市會であるとかいふのは、これは對外的に当該縣、市町村を代表したものでないかと考へておきまして、それを入れる段になりますと、人数も非常にふえて来るし、これは代表的権限を持つた委員に限つたならばよく考へて、立案したわけでありまして。

ならない。またそうしなければならぬ。ただその案を出すのが市長であるという事で、地方財政の方におきまして、これを二つ加味して初めて完全したものでないかと私は思うのであります。ただ行政部面の代表者である者だけで財政部面をきめるといふことは、私は十分これが徹底しないのじやないかと思ひます。この点について政府はそういう方面は必要ないようにお考えになつておられる点お伺ひいたします。

○増田政府委員 必ずしも必要がないというふうには私は思つておりませんが、しかし今木村國務大臣からお答え申し上げました通り、現在の法規の建前から申しましても都道府縣知事、市町村長等が当該都道府縣市町村の代表者となつておられて、その代表者からその当該都道府縣、市町村の意見を代表する、こういう建前にいたしております。しかしながらお説のごとく府縣會議等は府縣の財政について最も関心を持つておるものでございまして、それから、そういう方々のうち非常にりばつた方がある。すなわち学識経験において非常に長じておる、これらの意見を尊重しなければならぬという方もあるのではないかと思つておる次第でございます。

○中島地方行政委員長 これ以上は意見の違ひのような形になりますから私の質疑はこれで終ります。

○柳澤義男君 ○柳澤委員 地方団体の自主性という点から考えますと、第九條の五には法令案を立案することが入つておりますが、この法令案は條例を含む意味でございますか。またそれに関連して、第十

條の三にはやはり同様な法令案の立案に関するものが入つてありますが、この九條五の法令案、十條の三の法令案の意味は、地方の條例を意味するものでありまじやうか。

○増田政府委員 柳澤さんにお答え申し上げます。第九條なり第十條の法令案というものは、國において立案すべき法令案の趣旨でございます。

○柳澤委員 そうすると國において立案する場合に限るといたしまして、これは当然地方自治団体を拘束する、その地方自治団体の自立性に関するところまで及ぶもののように考えられるのですが、いかがでございますか。

○増田政府委員 柳澤さんにお答え申し上げます。御説の通りでございます。國で出すべき法律もしくは法令を立案する次第でございます。そこで政令等はもう規定事項が制限されております。法律等で地方自治法その他の法律の改正案を立案するような場合は、もとより自治能力にもあるいはこれを拡大し、あるいは縮小するといふ影響もある次第でございます。そういう場合には、もとより國會の全面的な御協力を得なければならぬ建前になつております。

○柳澤委員 構成の点であります。第四條を見ますと、自治委員会の委員が六人になつておるようであります。この六人は、ことに衆議院一人、参議院一人というのの少きに失しはせぬかと思ふのであります。ことに先の方

に参りまして、第十二條で委員三人以上の出席で開けることになつております。三人の出席でこれが開けるという

と、ほとんど有名無実に近いことになるのではないかと感を抱くのであります

が、さらに申し上げますならば、この附則の経過規定の三のところには、十二條の二項にかかわらず逐次任命されたものだけで議事が開けるということになりますと、一人でもよろしいように解せられるのであります。一人の委員でもよろしいというふうな會議はおよそ意味のない、なんだか景物的につくつていく會議のように感じられるのであります。眞に民主的な意見を反映せしめて、この會議を意義あるものとすることを、もう少し人的構成については御考慮願つてしかるべきではないかと思ふのであります。その点いかがでございますか。

○増田政府委員 定足数は御承知の通り最少限度の議事を開き得る限度を定めたものでございまして、もとより三人そろえばいいということになつておりますが、われ／＼も三名以上の會議で結論が生れることを期待いたしております。あとの附則は経過規定でございます。この附則は経過規定でございます。逐次任命することなどがどうしても時間的に必要な場合もあるかもしませんが、できれば同時くうちに任命いたしまして、三項のような二名でも會議を開くというふうなことでなく民主的の多数決の原則なり、あるいは大勢の方に集つてもらつていい知恵を結論として生み出すような方式を破らないように、配慮いたしたいと思つております。

○柳澤委員 ただいまのお話一應ごもつともであります。衆議院から一人、これが他の法律の都合を見ますと四人ぐらになつておりますし、参議院が二名ぐらゐ規定されていく會議があるようであります。少くともそ

の程度が必要なのではなからうかと考へるのであります。これを増員する御意思がないかどうかを承ればけっこうです。

それから同條の三項にはこの一、二の衆議院、参議院の場合でない三から六までの場合について、同議院の同意を得なければならぬことが記載されております。両院から出る場合、両院の決議によつて行われることは當然であります。その他の組織団体の長がそれ／＼の立場で選出される場合に、何ゆゑに議會の同意が必要とされたのでありまじやうか。たとえば警察廳法の二十三條に資格審査委員會の規定があります。ほとんど同様な會議のようになつておりますが、この場合なども議員以外からの組織団体の長の場合において議會の同意を得る、同議院の同意を得なければならぬという規定はないのであります。法制の体系からいつても制度の統一の上からいつても、一方にそういうものがなく、この場合だけがさういふものが入つております。かように両院議員でない場合に、やはり同議院の同意を得なければならぬというものは、その辺の理論的な建

歩がわからぬのであります。この点はいかなる理由でございますか。

○増田政府委員 衆議院と参議院については、指名したものであるから当然であるけれども、あとのものはそれぞれの公共團體でこれがつばな方であるという意味において、代表者として推薦したものである。さらに両院の同意を得る必要はないのじやないかとこの御説は一感もつともと拜聴いたしたのであります。しかしながら最近制定されました國家公務員法によりま

して、これらの方々は特別職になるわけでございます。特別職は國會の議決または同意を得ることを要する、こういう規定に相なりましたために、やむを得ず両院の同意を得なければならぬ、こういうことになつておるのでございまして、もとより國會におきましては、せつかく公共團體がらつばな代表者であるという意味をもつて推薦した方々に対しては、同意をされることをわれ／＼は予想しておる次第でございます。

○柳澤委員 私はそのところは公務員法の規定を承知しております。公務員法の規定の方がむしろかえらるべきであつて、公務員法の方へ合せてかような理論に矛盾した規定をはめるというのは、逆じやないかと思はれるのであります。むしろ公務員法の方へこ

いつたような場合の規定が一つ挿入されていんじやなからうかと思ひます。理論的に見てどうももうなすき得ない。その点はいかがお考えになるか、さういふふうにつまじが合はぬでもやはり公務員法に合せる、さういふ規定があるからどうしてもさういふことになるのでありまじやうか。

○増田政府委員 國家公務員法の規定が悪いのであるという御説は、一應の御意見として承つておきますが、國家公務員法は御承知のような客観情勢のもとに定められた法律でございます。百パーセント尊重する必要がある、こゝろ存する次第でございます。そこでこの同意についてはもとより御説と同感でございます。都道府縣、市町村等において、しかもその連合組織が最良の代表者であるという意味合いにおいて推薦された方に対しまして

は、国会においては同意を與えていた
だきたい、またこういうしかけにいた
しまして、私は必ずしも非民主的の
は思つておりません。国会は御承知の
ごとく、新憲法下におきましては他の
司法あるいは行政等と多少違ひまし
て、國権の最高機關になつておりまし
て、この國會議員の方々が、これらの
代表者はよろしいという意味で、同意
をくださることもやはり民主的ではな
いか、こう思ふ次第でございます。

○勸導委員 私にあえて議會の議決を
得ることに対して非民主的だと申し上
げるのではありませんが、法律は一つ
の体系をもつてつくられておる、いか
なる場合にだれが見てもわかるよう
に、理論的に組織されておるものであ
ります。場当たり、その場／＼で繕ぎ
足して行くという式は、ここにたくさ
ん盛られておるよう、各省の設置法案
等多くの法律が新しく出る場合には、
特にこういう点も氣をつけて行くべき
じやなからうかと思ふし、ただ單にい
たずらなる手数をかける程度の意味合
いならば、これはまずい、私はかよう
に考へるのではありませんが、これは意見
の相違と考へまして、この程度にいた
します。

さらにもう一点お尋ねいたしたいの
は、總体としてこの法案の字句、文章
等が非常にぎこちない、何だか下手な
翻譯のような感じを非常に強く與えら
れるのであります。全体をそういう感
じをもつて見ますばかりでなく、たと
えば第五條の第三には「施設を設置
し、及び管理すること」という文字を
使つておる。しかるにその七に行きま
すと、同じ内容を表示するのに「施設
をし、及び管理すること」という文字

を使つておる。一方においては「施設
を設置し」で一方は「施設をし」で、し
かもそのあとに「及び」以下は同じであ
る。法律用語の統一は非常に困難な問
題でありまして、よくよく法制局が非
常に努力を拂つて、何人にも誤解のな
いように字句を統一しつゝあつたこと
は申し上げるまでもありませんが、ど
うもその上に同じ條文の中で、片方は
漢語を使つておるのだが、その次の條
章は文語体であるのかどうかしりま
せんが、まるで用語も統一されておら
ぬというのはいやしくも一國の法律
として、口語体で行くならば口語体で
けつこうであります。ひらかなで口語
体でまことにけつこうでありますか、
かような文字の使用につきまして十分
他の法律とも勘案をし、しかもこの同
じ條文の中に、かような不統一な文字
を使うようなことのないようにする。

私はあえて英米のことを言うのではあ
りません。國語の上から少し統一した
用語を用いていただきたい。これはお
願ひするのであります。あえて答弁の
必要を認めません。直していただける
ものでしたらぜひお願いしたいと思ひ
ます。

さらに今の点に関連いたしますが、
十一條の五で、憲法第九十五條に基
くところの一般投票のごときは、この文
字を読んだだけではとうてい理解でき
ないのではないかと思ひます。これは
憲法第九十五條に定められたいわゆる
特別法の一般投票であります。この
文句だけでは特別法の一般投票の手続
さというところを幾ら読んでも、およ
そは法律を専門にされる政府委員で
もない限り、どういふことだか意味が

とれないのではないかと万民に知らしめ
る法律の文句としてはあまりにこれは
そつかりいのではないかと考へられ
ます。文章の点についてはその他にも
たくさんあります。この程度にして
おきます。

十一條の六の所に、所掌事務として
の技術的助言に関する事項が入つてお
りまして、この廳の所掌事務の中には
どこにもないように思われるのです
が、その点所掌事務にないところ
も、この會議の権限として上げるとこ
ろについてはおさしつかえないのであ
りまして、その点をひとつお尋ねい
たしたのであります。

○増田政府委員 柳沢さんはその道の
權威でございまして、難質問、名質問
をあそばされまして、われ／＼は恐縮
する次第であります。一體私の所見
を申し上げます。

まず第一に、先ほどの御質問の残り
でございまして、要するに今回は特別
職のものは議院の同意を要するとい
うことに國家公務員法でなつておりま
す。もしして異を立てるならば特別
法をつくりまして、第四條にこれ／＼
の任命するものには兩院の同意を得る
ことを必要とし、こういう文言を

書かなければならぬのでございま
す。ただほつておいたのでは、当然に
やはり議院の同意を要することになり
ますから、これは同意を要しないと
いうことを書くのもどうかと思ひます
次第でございまして、まず／＼この程
度で御了解をお願いしたい、こう思ふ次第
であります。それから又文官のうち
適當な施設を設置し管理することとい
うことを第五條の第一項三号には書い
てある。それから同じく第五條第一項

の八号には宿舍を設置し管理すること
と書いてある。しかるところ同じくそ
の七号には必要な施設をし管理するこ
と、こういうふうに書いてあつて、文
言の使用法について一致した標準にの
つとつていないことばよろしくないとい
うお話、ごもつともでございます。

ただしかしながら、して異を立てて
私から御返答申し上げることが許され
るならば、具體的な場合には何々を設
置し、と、こう書いてあります。必要
な云々という抽象的な文句のときは、
必要な施設を設置し、と書き、宿舍とか
事務所とか具體的に特定せられるもの
については何々を設置し管理する、こ
んなふうな書き方を、ほかの設置法に
もすべて書いてあるやうでございま
す。そのよつて來つたゆえんのほかの
参考の文句なんかは申し上げたくな
いのでございまして、日本語の文句と
いたしましては、そういうふうな法務
廳の法制局では統一しておる、こ
ういふ話でございまして。

それから第十一條の第五号は憲法等
にもこういう文句を使つておる次第で
ございまして、憲法の文句を踏襲し
た、こういうふうな御了解をお願いいた
すと存する次第でございまして。あとのこ
とは他の政府委員からお答え申し上げ
ます。

○郡政府委員 「地方公共團體の職員
の給與についての技術的助言に関する
事項」これを特に自治委員會の意見を
聞くことにいたしました。これは、連
絡行政部の所掌いたします事務の中
に「地方公共團體相互間の連絡協調を
図ること」これは非常に廣く所掌事務
にいたしております。しかしそのうち
特に基本的なものとしたしまして、議

決事項のうちにかかげましたので、か
ようなものが當然連絡行政部の所掌事
務の中に入る考へで立案いたしましたの
であります。

○廳長委員 門司亮君。

○門司委員 基本的なことについての
みきよははお尋ねをいたしました。各
條項にわたりました後はまたお尋
ねしたいつもりであります。大臣の説
明によりまして、本法案は地方の公共
團體が非常に要望しておるというや
うなお話であつたのであります。地方
の公共團體が今要望しておる、地方
のものは、現在のやうな地方財政委員
會のやうな無力というところ、は木村
國務大臣におかれれば、かもしれませ
んが、大体そういうことにひとしいや
うな状態である。そして地方財政の窮
乏すらも救えないやうなものであつて
はならない。もう少し力強い、自分た
のほんとうな要請の上に力を與えて
くれる何らかの官廳がほしいのではな
いかというやうなことが、私はそもそ
もの希望だと考へておるのであります
。ただ單に地方財政委員會と現在の
自治課とが一つになれば、行政的に非
常にやりやすいやうなことは、お
そらく枝葉末節のことでありまして、
役所から考へるならば、そういうこと
が考へるならば、そういうことが考へ
られ、かもしれませんが、実際の地方
の公共團體というものは、私は、そうい
うことは考へていないと思ひます。そ
こで出されましたこの案を見ますと、
と、依然として地方財政委員會の案の
そのまゝのやうな形であつて、このま
まではとうてい大臣の理由とされてお
りますことは私に當らない、こう考
へるのであります。この点を大臣は

どういふふうにお考えになつておるか
であります。まず先にその一点をお伺
いたしたいと思ひます。

○木村國務大臣 私には遺憾ながら門司
委員と別な見解を持つております。地
方財政委員会と地方自治課というもの
が別個に存在しておりますための連
絡というか、総合的な地方の調整、調
和のような連絡が非常に欠如いたして
おります。従つて、そこに結集せられ
たる方も阻害されるわけでありまし
て、今回これが一緒になりますという
ことは、相当強力な構成になると考え
ております。

○門司委員 大臣は見解の相違だと言
われるが、あるいはそうかもしれませ
ん。しかし私どもはそういう点は全然
納得ができません。それは、それは
なぜであるかと申し上げます。やは
り前の地方財政委員会と同じよう
に、地方自治課の長官としては國務大
臣をもつて充てるという官制に相なつ
ておるのであります。そこで大臣とし
ては、その自治課の自治委員会議の議
長としての性格と、大臣としての性格
と、二つの現われが必ず出て来る
と思うのであります。こうなつて参り
ますと、地方の財政行政のことを要
望いたします地方の公共団体の意思
を、そのまま閣議あるいは内閣に傳え
ます場合に、委員会において採決
されましたことが、國務大臣が閣議に
出席いたしますときに、大臣として

の立場から出席なさいますというこ
とになります。國の財政あるいは行
政の形の上から言つて、なか／＼そう
地方の公共団体の諸君の要望するよう
なことは、いられないというよりな
二重の形が出て来ると思ふ。その点に

ついては、すでに木村國務大臣は十分
御経験のことと思ひますが、私は非常
にお困りになる点か再びここに繰返さ
れて来ると思ふのであります。それか
らもう一つ、この性格といたしまして
て、その現われか委員の数に現われて
参つておるのであります。地方自治委
員会の数はやはり七名であります。そ
うして賛否両論にわかれまゝの場合
のこと、七名でありますことによつ
て容易に判断かつくのであります。か
この場合は地方から選ばれます者か
六名であります。そうして賛否両論の
ときは議長これを決するということに
なつております。そういたしますと

と、委員会が往々にして二つにわか
れた場合に、ことごとく議長がこれを採
決するようになつて容易に行かれて、
委員会のほんとうの意思というものが
ここに反映しないので、ややともいたし
ます。と、こういう機構であります。

と、議長の独断がここに現われて來
る。そういう場合には、議長は半面に
國務大臣でありますので、往々にし
て國に御都合のいふやうなことに采配
があげられるんじゃないかという危険
性が生れて来ると思ふ。こういう性格
は、地方の公共団体が非常に要望して
おるのと、逆の結果を來すのではない
かということを考えざるを得ないので
あります。この点に對する大臣の所
感をなお一應承つておきたいと思ひま
す。

○木村國務大臣 お説ごもつともであ
りまして、現行法の地方財政委員会
決議権というものが、たゞ／＼國務大
臣たる議長と両方の見解に立つよう
なものがあつて、先ほど中島委員
から御質問がありまして、官房長官が

御答弁に相なつたように、その運用に
天なる支障を來たす。また國務大臣は
内閣を構成いたしますところの一つの
分子でありますから、内閣は憲法に定
めるところによりまして、國會に向つ
ての全面的な責任を負わなければなら
ぬ。その場合にそこ非常に困つた問
題が起りますので、それは今度この第
十一條に決議権をいたしません、こ
れに諮問機関をいたしてあります、これ
によつてそういう弊害を除去いたしま
するつもりであります。

それから今の決議権の問題でありま
すが、考え方によつてはそういうよう
にも考えられましようけれども、しか
しこの員数で運用のよろしきを得るこ
とほど得るものと私は考へておりま
す。

○門司委員 ただいまの大臣の御答弁
であります。なるほど十一條には意
見を聞かなければならないというよう
な字句が使つてあります。しかしそこ
に問題が残されておると思ひます。こ
れがもしそういう機関であるとした
まゝならば、決して地方の公共団体
の諸君が望んでおるような強力なも
のにはならないと思ひます。従つてこの
法案をもう少し廻り下げてみたいと思
ふ。私はこの條文のうちどこをどうい
うように修正するか、また全面的に
反対するかどうかということも、意見
を十分まとめておられますので、今日
申し上げるわけには参りませんが、た
だいままでの御答弁を伺いますと、本
法案自体の性格というものが、きわめ
て微温的というか、大臣の説明にそぐ
わないような氣持を、われ／＼は持つ
ものであります。この点に對して、大
臣はこれで十分な運用ができると思ふ

が、このことではあります。一面この委
員会の長が國會に對して責任を負わな
いといふことになつて参りますと、
やはり先ほど私が懸念いたしておりま
すようなことができてくると考へるの
であります。もしこれが十一條に書い
てありますように、諮問機関であつ
て、意見を聴取しなければならぬとい
う程度のものではあります。ならば、
何もこの二つのものが一つになりまし
ても、大した力は持てないといふよう
に考へられるのであります。ただここ
に懸念いたされまゝすることは、この機
關を通じて、從來の日本の行政の上で一
番悪かつた官吏行政が、再び行われる
ようなことに逆もどりをする危険性が
ありはしないかと思ふのであります。
そこでこの長である人が、二重の人
格を持たなければならぬといふ制度
でなくして、むしろ自治委員会に十分
の責任を持たせて、自治委員会の互選
による長官がこれをまとめて行く、と
いうように、ほんとうの地方公共団体
の代表者の、政府に對する一つの力と
して現わして行くようなことを考へら
れないかどうか。これも合せて御答弁
願ひたいと思ひます。

○木村國務大臣 そういう御見解であ
りますならば、それに基きましてこ
の案の修正をお出し願ひたいと思ひま
す。

○門司委員 ただいま大臣は、そうい
う考へであるならば、そういう考へ
修正を出していただくといふ御意
見であります。修正を出す場合に大
臣の意見はそれをいれられるかどうか
ということでありまゝ。私がここに申
し上げておきますのは、大臣の見解を
お聞きしておるのであります。従つて

これをどういふふう修正するか
か。あるいはこの法案をどうするか
という意見は申し上げないで断つてお
ります。われ／＼は質問をしないので、た
だちにこれに修正をし、ただちにこれ
をどうするといふことではあります。な
らば、何を好んでどういふことを大臣に
質問するかといふことではあります。私
は大臣の意見を伺ひ、そうして修正す
べき点があるならば修正をし、なお賛
成をすべきならば賛成の態度を決した
と考へております。最初から私の質
問に對して、そういう意見なら修正を
してもらいたいという御意見であるな
らば、なお私はそのつもりで質問を繰
返さなければならぬことになるので
あります。

○木村國務大臣 あなたの御質問の要
点は、結論として決議機関でなく諮問
機関といふことなら不備である、これ
をかえなければ強力なものにならぬと
いうことに集中されておると考へまし
て、それならば先ほど増田官房長官が
中島委員に對して、るるとしてそ
の理由を説明に相なつております。の
で、ここに重ねて御説明を繰返す必要
はないと思ひましたから、さうに申
し上げたような次第でございます。

○門司委員 ままかいはあつて質
問することにいたします。

○憲法委員長 それでは立花君。
○立花委員 門司委員から申し上げま
したように、この法案が非常にいいま
いなるものであるといふことは、この法
案を企図すること自体が大分矛盾を含
んでゐるからである。昨日お聞きした
ところによりまして、地方自治権の擁
護という問題であるにかかわらず、政
府において逆に、解体された内務省の

復活ということが形の上では実現されようとしているという点自体の中に矛盾がありますので、法案自体がこういふあいまいなものにならざるを得ないと思う。その点につきまして、昨日増田長官が中島委員長の質問に対して、自治課と地方財政委員会と合せた以上の何らのものも現れていないとおっしゃったのですが、お読みになりました提案理由の最後のところでは、これは新たな性格の機関であつて、しかも総務省官民自治課と、財政の部面を担担している地方財政委員会の所掌事務を統一的に処理しますはかに、上述の地方自治設置の趣旨に基く新たな地方自治に関する総合連絡に関する事務を処理するところでありまして、昨日お答えになったことは別の言葉が、増田長官自身も読みになった文章の中にあるのですが、その点につきり御答弁願いたいと思います。

○増田政府委員 立花さんにお答え申し上げます。私が提案理由の御説明を申し上げたときには、お説のようなことは明瞭に申し上げております。しかしながら、立花さんは監督権その他について、昔の内務省みたいな方向に反動的になるのではないかという意味についての御質問でございますが、行政権等について新たに加わつたものはない、すなわち後段にござります通り、地方公共団体の事務処理について新たな監督を加えようとするものではないのでござりますから、こういうことも合せて読んでくださることをお願いいたします次第でございます。

○立花委員 私がいま読み上げましたところの、地方財政委員会と自治課と合せたほかに、新たな地方自治

のか、この点を御説明願いたい。

○増田政府委員 立花さんにお答え申し上げます。昔のことをかれこれ言われても、突は因るのでござります。われわれは種々の研究を積みまして、種々の過程を経過して、そしてこの案に到達した次第でござります。この案が今のところ最上であると思つておる次第でござります。

○立花委員 私、過去のことをほじくり出して言つておるのではありませんで、そういう案がかわつた考え方の根拠をお聞きしておるのであります。

○増田政府委員 だん／＼／＼な過程を経て、そしてこの案に到達したゆえんのもの、これが一番いいと思つたからで、それがやはり動機でござります。

○立花委員 これはお答えにならないのじやないかと考えるのであります。具体的な理由をお聞きしておるのであります。

○齋藤委員長 立花君に御注意します。が、歴史のことは、この案そのものに關係ないと思ひますから、この案そのものについて御質問願ひたい。

○立花委員 歴史を私は尋ねておるのではありませんで、考え方の根本を尋ねておるのですが、委員長からそういう言葉があれば、あえてお尋ねする必要もないと思ひます。

次にお尋ねしたいと思ひます。こ

とは、やはり官房長官の提案理由説明の内容と官房長官がお答えになり、また法案自体の任務の点で、きのうはつきりお答えになりました自治権の擁護という言葉と、多少食い違ひがあると思ひますが、具体的に文句で示しますと、官房長官がお読みになった二べ

ージには、この法案の重点は総合的連絡調整機関である、はつきりお書きになつております。しかもきのうお答えになった法案自体の文句で言いますと、自治権の擁護が重点であるといふふうにおつしやつておられるのです。が、はたして総合的連絡調整が重点であるのか、自治権の擁護が重点であるのか、この点をお聞きしたいと思ひます。

○増田政府委員 どちらに重点があるというふうな意味において私は御説明を申し上げたとは思つておりません。が、御説のように両方とも重点を置いておる次第でござります。

○立花委員 きのうの言葉とは多少食い違ひがあると思ひますが、これもこの点でとめておきます。

次の問題は、委員会の構成の問題であります。これは中島委員長からも申し上げたように、増田官房長官の提案理由の説明の中にも、地方公共団体の意向を如実にその施策の上に反映せしめるとあります。が、この地方公共団体の意向という言葉を、具体的に人の上で現れて参りますと、市長あるいは知事、町村長の代表という形になつておりました。政府並びに官房長官のお考えの範囲は、地方公共団体というものが非常に狭い意味で、すなわち市長あるいは町村長が代表される、そういう狭い範囲しか考えられない。いわゆる行政官廳的な、言葉をかえて言いますと、官僚的な考えでしか地方公共団体というものを考えていない。全地方の住民を包含し、さらに最後の地方における議決機関を包含したところの、廣汎な意味における地方公共団体というものを考えていない。

その結果、代表として選ばれた者が、いわゆる地方議會の代表を抜かし、その他さらに廣汎な人民の代表を抜かし、知事あるいは市長、そういうものに終つておると思ひますが、少くとも提案の趣旨に、地方公共団体の意向を如実に反映するといふ言葉がある以上は、さらに廣汎な代表を取入れる必要があると思ひます。が、この点について御説明願ひたい。

○増田政府委員 お答え申し上げます。私も、地方公共団体の代表者を、地方自治法に書いてござります。通り、都道府県知事、市町村長、こう思つております。それからその都道府県知事、市町村長といふものは、今や新憲法下においては、すべて人民の直接投票により選挙されたのでござります。断じて官僚ではないのであります。官僚とは任命にかかるとござります。従つて自治法という皆さんの協賛にかかるとは法律のもとにおいて、地方公共団体を代表するものは、都道府県知事及び市町村長である、こう書いてござります。従つて人民大衆から、たとへば人力車を引く人を連れて来て意見を聞くことはござります。また意見を大いに吐くこともござります。しかしながらこれは人民の代表であると言ひわけにはいかぬのであります。

○立花委員 そういふ考え方が少しおかしいと思ひます。そういう考え方が官僚的だと思ひます。私たちが公選いたしましたとしても、行政官は行政官で、そういう意味で、代表と言ひ、公選せられたという意味を、その狭くお考えになるから、結局委員会の構成

六

が、知事あるいは市長のようなものしか出て来ないという事になると思ふのです。この点はもう少し幅を広くお考えくださるようお願いしたいと思ひます。特にこの法案の重点が委員会にあり、委員会の構成いかんにかかつてある場合に、そういうような考え方で行けば現在の政府の方では、これをこれ以上修正する意見はごもをお持ち合せにならないと考へられますが、それでございまして、この法案はおそらく難航をきわめるのじやないかと思ひますので、そう固くおなれなからず、もう少し幅を広くお考え願ひたいと思ひます。

次の問題は、地方財政委員会の性格の問題であります。地方財政委員会はこれは臨時的なものだと思ふのです。その点について御意見を聞かせる願ひたいと思ひます。

○増田政府委員 立花君にさらに反駁するようですが、たとえば労働大衆なり、そういう大衆の一人をビツクアツプして意見を聞く、非常にいい意見を吐くことがございまして、しかしながら、自治関係の事柄は、やはり自治体の代表者でない、自治関係についての地方の意見を如実に反映したという事にならないと思ひます。ただし、かしながら、お説のような点、学識経験者、たとえば労働者であつても、これは経験者という事になるのですから、そういうような意見を聞く必要があるという意味において、あなたのおつしやることは、私は参考意見になると思ひます。しかし地方公共団体の代表者の意見を取り入れるという意味から言いますと、さつき中島先生のおつしやるような府縣會議長、こ

れは代者と思ひますが、その他の廣汎な人民大衆というやうな言葉をいくらか使われたところで、私にそういうものをさらに全國のレフエレンダムか何かで直接選挙をして来るのでなければ、代表者とは言えない。従ひましてこの法の規としては、この代表者でよろしい。ただ学識経験者という意味のところにあげた方がいいのじやないか、そういうことには参考意見になると思ひます。それから財政委員会は、もとよりこの関係でなくなるわけであり

○立花委員 私質問を打切つたつもりでおつたが、官房長官の方からさらに御答弁がありましたので、さらに私質問をさせていただきます。私何一人の人力車夫をビツク、アツプして来いと言つておりませんので、また代表というものも、そういう意味で言つておりません。官房長官のお説になつた言葉の中に、地方公共団体の意向を如実に反映するという言葉がありまして、このことの中にはもちろん市長、知事も含まれておるでしょうが、さらに中島さんの御指摘になつた議長連中も含まれておるでしょう。さらにその他、廣汎なる人民の代表なるものも当然含まれるべきであるというふうにして上げましたので、官房長官が少し誤解があるかと思ひますから、御修正願ひたいと思ひます。

さらに地方財政委員会の問題ですが、地方財政委員会がなくなるかどうかをお聞きしたのであります。従ひまして、地方財政委員会が生れまして、地方財政委員会の臨時的性格はどうであつたかということをお聞きしておるのです。

○増田政府委員 今回地方財政委員会は、この法案が通過するとすれば、なくなるわけございまして、その意味においては、期間が適法一年有余であつた。こういう意味において臨時であつたとは言へます。当時地方財政委員会というものが、法律でできておりましたときは、やはりその法律が存続いたしました間は、期間を限つての臨時の性質のものとして制定されたものと、私は承知いたす次第であります。

○立花委員 もちろん法案があつて、存続している以上は、存続しているのは当然なので、そういうお言葉を伺うことは心外だと思ふのです。地方財政委員会は、少くともできましたときには、地方財政確立のため諸法案、地方財政法なり、地方自治法なり、地方税法なり、こういうものををつくることを目的とした臨時的性格を持つたものである、そういうふうな解釈しておるのですが、その点に対するお答えを要求しておるのです。

○増田政府委員 この法律に臨時と書いたのは、御指摘のような法律をつくるという事は、もちろん主要目的としておりましたが、また地方財政委員会が、他の最もつばな委員会なり、あるいは行政機構に発展して行くという事を予想した意味の臨時であつたのでございまして。

○立花委員 これは明らかに、地方財政委員会ができるべき趣旨に反したお言葉じやないかと思ひます。そういうふうなことは望ましいという事になつて来たことは認めますが、當時はそうではなかつた。従つて私どもの考へ方によりまして、地方財政委員会の役割は一體済んだのだ、従つて、地方

財政確立のための三立法ができました以上は、もはや地方財政委員会として大部分の使命を果して、むしろなくなつてしまふべきが当然ではないか、しかもそれを地方自治課とひとつづけて、その上にまた新たな任務をつけ加えて、新しい大きな機構をつくるというお考え自体が、官房長官の言つておられる地方自治の擁護ということと、制度的に矛盾するのではないか、そういうことをお尋ねしたいと思ひます。

○増田政府委員 立花さんとは不幸にして所見を異にする次第でありまして、この臨時とあるのは、將來消滅することを前提としたわけではございせん。必ず地方公共団体の財政的方面の自治の育成について、つばな機関に生成発展することを予想した上の地方財政委員会でございます。

○立花委員 次の質問に移りたいと思ひます。官房長官の御説明の中で、設置の理由として三つをあげておられますが、まず第一には、新たな意味の緊密な連絡を保つ必要が生じて来た、こういうふうな断定なさつておられますが、これは決して企図されているような、新しい官僚制的な官廳をつくる必要とされるような新たなという意味ではございせんので、その新たなという意味は、地方が財政的に窮乏して、金がはしくなつておるといふことが新しい情勢だと思ひます。それをこゝろに置いて、新しい官廳の創設というふうな置きかえられることは、これは非常に、官僚の立場から申しますと、この窮乏せる情勢を利用いたしまして、必要じやない官廳をつくるのではないか。むしろ地方が要求し

ておりますのは、官僚機構の膨張ではないに、地方財政の確立にあるのだらうと思ひます。これが新しい情勢と、新しい意味の根本だらうと思ひます。それを新しい官廳をつくるという事に置きかえる、そういうものがつくられようとしておることが一つの矛盾であり、おあげになつておる三つの理由の一つには当たらないと思ひます。この点をひとつお聞きしたいと思ひます。

その次に、第二におあげになつておられますところの、地方公共団体の運営の事情に即した主張を、當時國の地方行政に關係ある諸施策に反映せしめる、こうあるのですが、これが現在考へられておるやうな國務大臣を長とする、まづた官廳的なお役所であるかどうか。それは今までの地方財政委員会がはつきり示しておる。さらにそれよりも官廳化されたやうな現在のこの案ではたしてこれが突現されるのかどうか、これは非常に問題だと思ひます。むしろそれよりも、地方の意向を國家に反映せしめるというには、これとは全然違つた、たとえば私がさしげん指摘いたしました、この法案ができる最初の、地方財政委員会、あるいは地方自治委員会法で考へになつておりました地方自治委員会程度、あるいはもつと民主的な機構をもつてしなれば、決して第二番目の原因は除去されないと思ひます。その点に對する御答弁をお願いしたいと思ひます。

さらに第三番目には、地方自治團體の自主性の強化のために、地方自治團體間に摩擦が起つておる、凹凸が起つておる、不円滑になつておるといふことがあげられました。これが設置の第

三の原因にあげられておるわけなんです。これは地方自治団体の不円滑の問題は、これは地方自治団体の全体としての問題で、むしろ、むしろ、むしろ、あるいは市役所なり、そういうところにおける官僚的なセクト主義、これが非常に原因をなしておるのであります。このこと自体から、ただちに中央におけるこの案のような重大なものをつくる必要は決して生れて来ないと思ふ。それよりも逆に、もつと地方における行政が民主的に行われるようにすること、それによつて初めて各地方の不円滑が除去されるのであります。中央にこういう重大なものをつくつて、地方の不円滑が除去されるとお考えになるのは、これは少し当見はずれじやないかと思ふ。その点に關しても御答弁願ひたいと思ひます。

○増田政府委員 お答へ申し上げます。まず第一に、地方公共団体との間の連絡協調のためにこの機関が設けられたものであるが、従来の方がよろしかつたのではないか、というふうでもないので、そんなふうなところ、立場をかねてお答へ申し上げますが、御承知のごとく、地方自治団体の行政には、財政と財政を除いた部分とがございまして、行政の部分は、いいて言へば内閣総理大臣の主管しておる、また官房長官の主管しておる総理府の自治課でやつておる。もう一つは内閣の総理大臣が主管する、ただいまのところでは木村國務大臣の主管する地方財政委員会です。その地方財政と自治課とは、少くとも相互の有機的、法制的の連絡は全然ないのであります。地方から来ますと、やはり財政についても行政についても、われ

われのめんどろを一元的に見てくれる役所をぜひつくつてほしい。こういうことは、もうたび／＼全國の市町村長の決議とか、あるいは都道府県の知事の決議、また議長會議の決議等にも現れております。そういう要望をいれましてつくつた役所がこの地方自治廳でございます。これこそほんとうに地方自治を円満に育成発達させるための民主的の行政機構である。こういうふうにお考えおき次第でございます。從來の通り、たとえばこれから五月、六月、七月と続きますと、有機的には少しも地方財政委員会、あるいは地方財政委員会事務局と総理府自治課とは、法制的には連絡はないのであります。人はそれ／＼行つたり来たりするのであります。法制的にはまるつきり連絡がない。これでは一元的に自分たちのめんどろを見てくれるのではなく、地方自治を完全に育成発達するとはできぬと言つて、地方の市町村長は憤慨しておる次第であります。地方公共団体の意向を如実に取入れるという第一歩が、地方自治廳の設置になる次第でございます。

それからさらに第二の地方自治委員会といつたような決議機関が、これから地方自治團體の自治の健全なる育成発達に役立つのではないかと御意見でございますが、これも御意見として承つて置きます。それからさらに第三に、いたずらに官僚機構の肥大化を来すというふうな御意見に對しましてお答へ申し上げます。御承知でもありましようが、政府は非常な決意のもとに行政機構の簡素化、行政整理をいたしております。今度はこれは機動的に一元化した地方自治

治廳をつくるのではあります。人はずつと減るのであります。從來百人あつたものが今度は八十人になるということになりまして、決して官僚機構の肥大化を来しておる趣旨ではございせん。むしろあべこべであります。○立花委員 立花君にちよつと申し上げます。初めに大体二十分くらいで質問していただきたいということを申し上げましたけれども、あなたはもう二十分をとうに越しておりますから、なるべく簡明にお願いいたします。○立花委員 委員長これでお打ちりになるつもりですか。○立花委員 それはちよつと困ります。○立花委員 まだ連合会を開かなければならぬ委員会がたゞさんあります。これは一日で済ますのが建前で、引続き二日にわたるの特別なので、なるべく今日はおそくなつても済ませたいと思ひます。○立花委員 これを打切るといふことは最初委員会できまつたのであります。○立花委員 そのうらな例で、準々でおるのであります。なるべく簡明に願ひます。

○立花委員 質問を続行いたします。次にお尋ねしたいと思ひます。これは、諮問機関と議決機関と問題になつておりますが、これは決して調整できない問題ではないと思ひます。独立官廳でありまして、議決機関があつて支障を来すといふことはないと思ひますが、絶対にいけなかつたお考えかどうか、これをお答へ願ひたい。

○増田政府委員 御意見として承つておきます。○立花委員 意見じやなしに、いれられないとお考えかどうか。こちらが御意見を承りたい。○立花委員 ちよつと立花君に御注意申し上げますが、政府の意見など聞かなくたつて、議會においていかんともかつてに修正する権利があるから、一々政府の意見を聞いておるの、議員として不見識じやありませんか。○立花委員 ただいまの時間は質疑の時間と存じますが、さう考へてよろしうございしますか。○立花委員 ちよつと質疑で、あります。○立花委員 じや質疑してよろしいじやありませんか。○立花委員 あなたのは質疑じやありません。意見です。○立花委員 それは委員長の独断だと思ひます。政府として、責任者としてどういふように考へておるかということをお聞きした上で、私たちは討論に移り、あるいは修正意見を出すのであります。この点は門司君が言つたと同様だと思ひます。

○立花委員 中島君もこれは質問せられました。○立花委員 だから絶対にいれられないものかどうかということをお聞きしてゐるのであります。○木村(農)委員 関連して発言しますが、最初私が議事進行についてお尋ねしたときに、委員長は二十分とか三十分とか言われたが、私たちはそういう時間の拘束を受けないで質問した権利があると思ひます。一々質問を制限されることは困る。

○立花委員 立花君が言つておるの、その権能に基いて私は発言するのです。同じような質問をしておるときがありません。立花君いかがですか。○立花委員 立花君は重要なことを考へますので、委員長の独断でこれを打切るといふような議事の進行の仕方は承服しがたい。○立花委員 委員長の独断であります。○立花委員 詰つて下さい。話からい前はあなたの独断ではないか。○立花委員 希望を述べておるのであります。○立花委員 今の意見は希望じやない。大体この問題は重要な問題であり、二回や三回の形式的な質問で打切られる問題でない。そういうやり方自体が独断的なフアショ的なやり方ではないか。○立花委員 それはあなたの意見です。○立花委員 これは妥協な意見です。みんな質問もまだしてないじやありませんか。質問もしてないのにききようで打切るといふ、二十分に制限するとか、こういうことは地方行政委員会としては承服できない。だから地方行政の委員長からもあなたに申し入れがあるはずだ。それを一方的に全員に諮らずして、ききようで打切るつもりだ、二十分に制限する、こういうやり方は公平な委員長の態度とは思へない。

○立花委員 お答へいたします。それは委員長の意見です。委員長の意見を実現するについてはこの会に諮らなければなりません。私はさういふ考へ

を持つてこれに臨んでおります。それだからあなたもつと長く質問をやろうと思ふならば、なんぼおやりになつてもかまいません。しかしながら衆議院規則第六十八條には「委員長は、委員会に諮り質疑、討論その他の発言につき、時間を制限することができ」ということがありますが、あなた方の質問のやり方によつては、この規則を利用するかもしれません。

○立花委員 私に決して私の質問が議事を妨害してゐるとも、いたずらに時間をとるとも考えられません。正しい発言、必要な質問を許されないという重要な議事の進行の仕方では、たゞしてこの重要な問題の審議ができるかどうか。

○齋藤委員長 許さぬことはあります。おやりなさい。私は希望を述べておるのです。なるべく簡潔にしてくださいという希望です。権力を発動するについてまた別の方法があります。

○立花委員 委員長から言われなくとも、もう五分か十分で済むのです。

○齋藤委員長 おやりください。

○立花委員 地方自治委員会法という法案が、最初政府の方であつたという事を私は申しましたが、実を申し上げますと、この法案の修正意見を出すにいたしましても、現在民主自由党の中でも修正の案として、この地方自治委員会の強化というのを考へてゐる。やうに仄聞いたしますが、やはりこの法案が生きて死ぬかという事は、地方自治委員会自体の性格が重要になつて来るのだらうと思ふ。だから私は最初の地方自治委員会法案が、なぜ現在の地方自治設置法案にかわつて来たかという事を、御質問したので

ありますが、それに対して御答弁がなかつた。やはり最初お考へになつた地方自治委員会法案までおもしろになつて、もう一度政府の方でお出しになる意見がないかどうかという事を、最後にお尋ねいたしました。終りたいと思ひます。

○増田政府委員 立花君にお答え申し上げます。今の御質問は具体的な御質問でございましてからお答え申し上げます。すなわち地方自治委員会というよ

うな思想に返つて行つて、そうして新たに提案する意思が政府にあるかどうかという御質疑にお答え申し上げます。たゞいまのところそういう意思はないのでございまして。この原案を通過していただくことを切望する次第でございまして。

○齋藤委員長 徳田君おやりませんか。——それは木村君——誤解を防ぐために一言いたしますが、私から二十分くらいでやつてもらいたいというの

は希望です。

○木村(義)委員 きよりは二十分やることにいたしました。この次また二十分やることにしていただきます。御了承願ひます。最初に御尋ねしたいことは、増田官房長官に地方自治の精神についてお伺ひしたいのです。

○増田政府委員 木村さんの非常に廣汎にわたる質問でございまして、地方自治の本旨についてという御質問でございしますが、これは今二十分というふうにあなただけに限りませんが、私も浅学ではありますけれども、地方自治のことを申し上げますと、これは数時間にわたるかもしれませんから、なかほか短時間ではお答えしにくいのでござい

に定義的ぐらゐに申し上げますが、私は地方自治というものは國によつて地方が自分の始末を自分でするということと憲法ないし法律によつて許された範囲において、地方が自治生活をなし得るものである、こういうふうな心得ております。絶対に無制限なものではない。國の方針に調和しつつ地方公共團體が自己育成をはかる。こういうところに地方自治の本旨がある。こう思つております。

○木村(義)委員 そういたしますと、この地方自治の本旨というものは、大體地方自治の本旨を生かすためのことを目的として設置されるものでござい

ます。

○増田政府委員 お説の通りあります。

○木村(義)委員 そういたしますと、ただいま私が最初御質問いたしました場合に、地方自治の本旨というものは相當廣汎にわたつてのものであるからなか／＼簡単に答へられないという御答弁で、まことにございまして思

ひます。従つて私にいたしましたとしても、この地方自治の本旨を生かすためにこしらへられます官廳を審議いたします関係上、なか／＼短時間では審議ができませんという事を前もつて申し上げておきたいと思ひます。従つて二十分間とか三十分間でやれということとはき

わめて不合理、妥當でないことは、皆様方が今増田官房長官のお話を伺つても御了承願ひのことだと思ひます。そので、よろしく御願ひいたします。

應云々というので各省の外局としてできました関係でございまして、委員会と廳とは同じように府または省の外局でございまして、名前が違ふ。一體廳と委員會はどちらが上下でしょうか。委員長が上か、廳の長官が上かといつたようなことは、どのように解釈したらよろしいやうにござい

ますか。

○増田政府委員 まず木村さんにお願ひしたいのは、やはりこれは國會も審議期間があるわけであり、それから參議院もあるわけでありまして、できる

だけ早く御審議をお願いしたいといふことを切望いたします。というのは、学生でしたら地方自治に關して一年間ぐらゐの講義を受けなければなりません。が、練達機能の國會議員は、私

がいろ／＼地方自治のことを申し上げるまでもなく、すでに精神的準備を十二分におありなんですから、できるだけ早く御審議を切望いたします。

それではお答へいたします。委員會の長と自治廳の長は國務大臣が両方兼ねる次第でございまして、いづれを上、いづれを下とは言えないと思ひます。第でございまして、職權等は違ふのであります。

○木村(義)委員 私のさつき希望意見として述べ、また確認いたしましたことに、わざ／＼御丁寧に増田官房長官から御答弁がございましたが、至つて見當違ひの御答弁だと思ひます。學校ではないから、頭がいいから早くやつてくれ、そこが問題であります。私たちはこの自治法は地方自治の本旨に反しておるといふ観点から検討しておる。あなたの方は、地方自治の本旨に合致

しておるといふ観点から問題になさる。ところで地方自治の本旨はどのようなものかということになると、これは相當根本的にやらなければならぬことで、長時間かかる。かようなお説である。そのことから考えますと、相對立した立場に立つ。イデオロギーの問題と必ずおつしやるでしようが、それでよいそれだからこそこの本旨の問題をめぐつて、この設置法というものが、一體あなたのおつしやるのが正しいか、私の言うことが正しいかといふことをやる場合においては、十分や二十分、二時間や三時間、二日や三日でできないといふことを申し上げておるであつて決して學校でやるようにやるというやうなばかなことを言つたのではない。さう御了承願ひたいと思ひます。

そこで委員會も廳も大體同じものだということになる、今度の行政改革で妙なことに、今まで委員會と言つていたものが大部分廳とかわる傾向がございまして、大體今度の内閣は、廳という名前をつくものがお好きでおかえになるのかどうか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

○増田政府委員 皆さんの御協賛にかかる國家行政組織法の中に、外局は廳とする、こう書いてあるものであります。それから委員會という組織もござい

ます。

も、あるいは交替々々ぐらいいでもいかもわかりませんが、今度は大體になるのが多くなつて來ました。つまり廳という名前の方が好きかというのです。別にむずかしい問題ではありません。

○増田政府委員 お答え申し上げます。別に廳という名前が大好きというわけではございません。

○木村(榮)委員 そこで伺いたしますが、ここに十六、十七、十八と各項目が書いてございしますが、たとえば國庫負担地方職員各地方公共團體別の定員を決定するという項目がござい

ます。これは組織法の第十九條の「各行政機關に置かるべき職の定員は、法律でこれを定める」となつておりますが、これとこの間本多國務大臣のお話では、定員法というものをこしらえて、十月一日までに首切りを断行するのである。こういうわけだそうでござ

います。それとどのような關係がございしますが、おきたいと思ひます。

○増田政府委員 お答え申し上げます。國庫負担地方職員各地方公共團體別の定員、こういうわけでございます。國庫負担の地方職員を自體の定員は法律で定めようと思ひます。

○木村(榮)委員 それからもう一つ、九條の五でございしますが「地方公共團體の行政及び地方公共團體の職員に關する制度について企画し、及び法令案を立案すること」となつておりますが、この立案したもの、大體どう

いうふうな処置をされるか。これはま

た組織法の第十四條第二項との関連性はどのようなことになるか。その点を御説明願ひたい。

○増田政府委員 この立案したものは、それ〴〵政令でありましたならば閣議決定で公表して公布します。法律案であるならば、國會に提出いたしま

す。

○木村(榮)委員 そこで今の國家行政組織法の第十四條第二項に書いてあることの関連性というものは、どんなふうになるのですか。この問題は國家公務員法の問題と関連しますが……。

○鈴木政府委員 國家行政組織法の第十四條第二項は、これは國家公務員法に關することでありまして、そこで書いてありますのは、地方公務員に關する問題でありますから、全然關係のないことであります。

○木村(榮)委員 そういたしますと、地方公務員というものは大體この前の話では——私、このことをお尋ねしますのは、なぜかと言ひますと、第三回國會でしたか、公務員法改正のとき

に、令二〇一号の出たときと思ひますが、あの問題を當時何かの委員會でやつたときに、地方公務員法というものをこしらえて、これが大體いろ〴〵なことをやります。これが出来るまでは政令二〇一号によつていろ〴〵なことをやる、というような御答弁を承つた

ことを記憶しておりますが、地方公務員法というものをこしらえられます方針かどうかということ承つておきたいと思ひます。

○増田政府委員 地方公務員法を制定する方針でございます。

○木村(榮)委員 大體行政監督——そういうふうな言葉では書かれておりま

せんが、この法律案を見ますと、行政監督といつたようなことが相当できるように思ひますが、大體行政監督としてやる権限範圍というふうなものについて、これは詳細なことは御答弁でないでしようが、大體どの程度おせりになるのか。

○増田政府委員 財政、行政の監督は地方自治法に根拠がありまして、それですることになつております。

○木村(榮)委員 地方自治法によつてやることになりまして、その権限がある程度重複したり、あるいはその権限を侵すような面が各方面に出て來ます

が、その辺の調節をなさるお考えはございせんか。

○増田政府委員 これは結局官廳の職務範圍のようなものでございまして、結局官廳の官制に當るものでござい

ます。そこでもちろんこれは法律でございしますから、その中に地方自治に對する監督権とか、監督權とか、報告を求めしゅうございしますが、しかし今のところは地方自治法、その他の法律に根拠法がありまして、その根拠法に

あるとするとその權限の行使をするわけでありまして、この第五條に「地方自治體は」云々とありまして「但し、その權限の行使は、法律に基き命令を

含む」に從つてなされなければならぬ。こゝ書いてあるのをごいします。

○木村(榮)委員 そういたしますと、地方自治法や何かで全然やらないようなことだけをやるを解釈してさしつかえございせんか。

○増田政府委員 むしろ実体法が地方自治法その他にございまして、これは官廳の役人が、その実体法に基き權限を行使するといふようなことをここで列記的に書いてございせんけれども、それ〴〵監督權の根拠法規則といふことはあるわけでございます。

○木村(榮)委員 その点を明確にしたのですけれども、これでやめます。今の五條の十二号の十六、十七とい

うようなものは、大體この前、これは臨時的なものだといふような御説明があつたと思ひますが、臨時とは一体どのくらいな期限をもつて臨時とされ

るか。その点を承つておきたい。

○増田政府委員 地方配付税というものは、これは臨時ではございせん。十七の「地方債の發行に關し」云々と

いうのは、これは當分の間でござい

ます。

○木村(榮)委員 その當分とはどのくらいを稱して當分といふのですか。

○増田政府委員 當分といふのは、その必要の存続する間といふふうに御解釋願ひます。

○木村(榮)委員 そうしますと、今度の内閣が使われます臨時という言葉は、一切そのように解釈してさしつかえございせんか。

○増田政府委員 その事柄によつて、當分の間といふのは、時間的にはそれそれ差違ひがあります。必ず一年間を限つたことではございせん。私が前に

申したように、その事柄々々の必要性の存続する間、こゝういふに御解釋願ひます。

○木村(榮)委員 この問題は相當大事な問題でございします。今までの地方財政委員會の委員の方もおいでになつて

おるわけでございますが、また各方面から陳情などもございまして、そ

うい

つた方面から考えましても、公聴會を

開いてこの地方自治の關係の方々の御意見も承つてみたい、かように考へ

ますが、その点について官房長官は御賛成できますか。承つてお

たしますならば、必ずしも本案にある通りに、六人にしなければならぬという必然の理由もないように思われるのです。諮問機関ならむしろ数を多くして、あらゆる方面の意見を聞くというのが妥当ではないかというように思いますが、この辺について何ゆえ六人に限定されたか、その辺のことをお伺いしたい。

○増田政府委員 龍野君にお答え申し上げます。この人数を少くいたした理由は、決して他意あるわけではございませんで、地方財政委員会がやはり六名でやつておつたと思つております。それから市町村長、それから都道府県知事の代表者、結局加えると三名になります。そこで衆参両院議員から数をも少しよい出しますと、たとえば衆議院で二人出しますと、参議院では二人というのが参議院側の要望にもありますし、そういたしますと、かんじんの地方公共団体側の代表者の方が数が減つてしまふというふうなことも相なる次第で、かた／＼こういふふうにした次第でございします。

○龍野委員 これは議論になりますから差控えますが、しかしながらこれが決議として一定の権威を持つというふうになりまふと、あるいはそういう数の均衡等も必要であらうかと存じますが、諮問機関である以上は、そういう方面にあまり拘泥する必要もなからうかと存するのではありません。さらに承りたいのは、この委員会の諮問でございしますが、これは委員会としての決議でございしますか、それとも各委員がそれぞれ個人々々として意見を述べるような組織になつておりますか。その辺のことを承りたい。

○増田政府委員 委員会の決議方式は、ここにも書いてございします通り、結局多数決による。可否同数なるときは議長が決するところによる。こういうことでありまして、結局意思決定がなされますために、意思決定は会自体の意思決定でございします。それが、その意思というものはしかし諮問答申といつたような作用をなす、こういうふうな意味ではございしますが、しかし意思決定は会の名前においてやるわけではございします。

○龍野委員 この委員会の性格をめぐつて論争が闘わされるのであります。が、この地方自治の長官を、地方自治に関する最高の責任者として考える場合には、委員会は諮問機関になるのは当然だと思ふのです。しかしながらそれと相並行して、委員会をその独自の見地において一定の権限を、持たせて、政府に要求するといふような別途の方途を講ずる。たとえば内閣直接の機関として、委員会を決議機関として置くといふような考えはありませんでしようか。單に地方自治の中に諮問機関として委員会を置くといふような構想をやめて、別途に強力なる決議機関として、委員会を別途に置くといふようなお考えはお持ちにならぬでしようか。

○増田政府委員 現在内閣法にも、御説のように議決機関ではございませんで、強力な諮問委員会といふような意味の審議機関を設けることを予想してゐる次第でございします。

○龍野委員 もう一点お伺いしたいと思ふのであります。それは十四條の規定であります。それは十四條の必要な法律案をつくる場合には、民間の方々を集めて意見を聞くことができるという規定があるのでございします。これは各省とも法律の案を起草する場合に、そういうふうな規定になつてゐるものでありませうか、それとも本地方自治に限つて、こういうふうな参考人の出頭及び意見を求めることができるということになつてゐるものでございませうか、私の考えからすれば、こういうことはあつたか、それとも、あらゆる調査をなして、あらゆる意見を聞いて、そうして立案するのあたりまでではないか、むしろかくのごとき規定は責任の轉嫁をするような疑いをさしはさむ余地を残すのではないかと、いふような気がいたしますが、これに対する御意見を伺ひます。

○増田政府委員 御説は、ごつともでございします。こういう規定がなくて、各諸官省におきまして、法令案等を起草する際は、参考人の出頭を求めた意見を徴する。そうしてできるだけ民意を取り入れたデモクラティックな方法によることが必要だと思つております。ただし、しかしながら、ほかの各省設置法にない第十四條があるのはどういふわけかという御質問は、ごつともだと思ひますが、地方財政委員会の規定に、こういう規定がございします。その規定をそのまま取入れた次第でございします。この規定をどうして取入れたかと申しますと、既存の法律すなわち二つを統合したその一方の委員会の関係の法律にあつて、しかもこれを統合いたしました今度の地方自治法にこれを除きますと、できないわけではありませんで、あたかもできないかの、ごく見えるさういふございまして、

かたがた、こういう九條、十條等に基く企画あるいは立案等は、地方公共団体の利益に非常に密接不離なる影響をもつておりますから、なるべく廣く参考人等の出頭を求めて、意見を徴して、その意見を企画なり立案なりに取入れたいという趣旨でございします。

○龍野委員 大泉君。○大泉委員 時間も遅くなりましたから、すでに各委員の質疑答へによつて御質問いたしました。委員の性格と構成であります。先ほど決議機関であるといふような御意見もありませんが、やはりどうしても実際は諮問機関でなくちやならぬ。これは国会議員が入つてゐることが私はどうもあまり感心しない。それはこの委員会の性格と國會の立場がどうなるかという問題であります。もしこれが各委員から希望されてゐるような議決機関にでもなつたならば、これはまつたくそこに意見の食い違ひができるというふうな懸念がございします。どうせ諮問機関であるならば、先ほど龍野委員から申されたように、もう少し廣範囲に委員を選定したらどうか、こういう御意見があつたのであります。法文上においては、自治の円満なる発展といふことがありますが、實際においては今日の各地方自治体はまだきわめて自立の立場に疑問がある。これを一定の発展を助長させるには、どうしても指導と監督が私は必要であると思ふ。この意味において当局がもつと大胆率直に、一定の発展を促すにはどうしても指導と監督が必要だといふことにされた方がよろしいのではないか、ほんとうに自治の発展を促すならば、この腹構えがな

くちやならぬと私は思ひます。この腹構えがあるかどうか、實際の法文上から行くと、いろいろ自治の発展を阻害するような文面があるかもしれない。これにとらわれて實際を置去りにしちやいかぬと思ふのであります。この点率直な意見をお述べ願ひたいと思ひます。

○増田政府委員 大泉さんにお答え申し上げます。御説は同感な節が多々あるでございします。自治のはき違へといつたことによつて、かんじんの地方自治團體が完全に育成発達しないことがあるならば、これは注意しなければならぬことである。しかしながら形式的の指導なり監督を、あまり煩瑣にいたすのはどうかと思ひます。地方自治團體が健全に円滑に発達するようにめんどうを見てやろうという意味の指導育成が必要であると思つております。

それから諮問機関がよろしいか、議決機関がよろしいかという点につきましての御意見はたいへん参考になりました。つつしんで拜聴いたしておきます。

○大泉委員 もう一つつけ加えたいと思ひますのは、今日の地方公共団体は、大きな府縣においてはそれほどはありませんで、小さな市町村においては、監督官廳の法文上から来る一つの制約よりも、むしろ大衆の暴力行爲に対する防禦といふことは、相當深く考へて行かなければならないと思ひます。自治を阻害するものはむしろ法文上でなくして、自治体そのものに對する各育成機関がまだ整つていないと思ひます。その点も、十分当局は今回の自治法設置に對して考慮に入れて

いたしたいと希望する。当局が実際自治の運営に當つては、各地方團體の事情をもう少し深く御研究願いたいと思ひます。

○増田政府委員 まことに御有益なる御提議でございます。政府といたしましては深く注意、戒慎を加えて参りたいと思つております。

○有田(憲)委員 私は木村國務大臣に御質問したいと思つておりますが、あいにく木村國務大臣が御退席のようでありますから、木村國務大臣に対する質問は留保いたします。増田官房長官にはこの前質問いたしましたから、ほかに御用があれば政府委員にお尋ねいたします。私今日少し遅れて参りましたので、あるいは私の誤解があるかもしれませんが、先ほど來同僚委員の質問を伺つて、十一條の地方自治委員会につきまして、これは諮問機関たるよりも議決機関がよい、こういう意見が出ておるのでありますが、木村國務大臣はそれならば議員の間で修正したらいだらうというお話で、しかも修正を希望されていながらのごく私は感じたのであります。私は地方自治が出来ることはきつめて同感であります。

○有田(憲)委員 同時に地方自治委員会が單なる諮問機関として眠れるごときことに相なれば、かえつてこの自治の制定の精神に反する、すなわち地方の自治團體の自主性の強化、中央とのより緊密なる連絡という精神に相反することになりはしないか、この意味におきまして、地方自治委員会の活用ということにきつめて重大である、この地方自治委員会をせめて議決機関にまで持つて行つて、そうして自治の官廳としての性格と相まつて、大いに自治の強化

をはかることが必要であると思ふのであります。何かこれを諮問機関としなければならぬという本質的な、法律的な御議論でもあるのか、そこをひとつお聞きしたいと思ひます。

○郡政府委員 たしかに地方の自治の代表者を基本といたします自治委員会の発展のために非常に必要なことでございまして、ただ地方の自治がそれぞれ地方分権によつて自主性を持つております完全な自治体に相なりまして、今日、一方地方自治と國政との調和をはかつて参ります場合に、自治委員会を議決機関にいたしますことによつて、利益代表のような感じを濃くいたしますことは、必ずしも當を得たものではなからぬ存するのであります。

○有田(憲)委員 政府委員は本質をわきまえておられないように考えます。今までの地方財政委員会、なるほど官廳の制度であつて一つの執行機關的の制度である。ところが私の今提唱する自治委員会を議決機関にするとは、決して前の地方財政委員会の姿にもどせというのではない。その姿は地方自治に現われてゐる。ただその地方自治委員会を運用しなければ、せっかく自治委員会をつくるというわけが、地方自治委員会の弱過ぎる意味において、地方自治委員会を議決機関にして、より強くこれを反映することが必要で、決して御心配になるように利益代表というふうな弊害は起らない。これは及ばずながら國會もありませんから、幾らでも調整できる。今日の地方自治の完全に行かないことは、先般も増田官房長官に申したごとく、地方財政の確立がないこと、今までの姿はあまりにも大蔵省の中央集権的な威力に押されて、この地方財政委員会は弱過ぎる、また地方財政事務局が弱過ぎて太刀打ちできない。地方自治委員会が協力をしたつて、それでもまだ弱過ぎると思ひます。決して郡の御心配になるような懸念はない。この地方自治委員会をより強く活用しなければ、この法律の精神が生かれない、これを強く私は信ずる。法律的にあるいは事務的にこれが絶対的に困るということであれば、われ／＼國會議員としての判断になります。その前にも法律的に支障であるのかというのを私は問ひたい。

○有田(憲)委員 郡政府委員もよく御存じと思ひますが、各官廳、各省にお

きまして、省大臣がある事項に対して委員会の議を経なければならぬというところはたくさん例があるのであります。決して自治廳長官を全部縛るわけだけではありません。重要な事項に対してだけ縛る。たとへて申すならば、この十一條に掲げてあるような事項に対しては、自治委員会の意見を考へなければならぬという一條があります。それが自治委員会の議を経なければならぬというように、これに對して、もし法律的な異議があるならばこの際承りたいのですが、異議はないと思ふのですがどうでしょう。

○郡政府委員 各省についてお話のように、ことに近時別の機關を設けて、その議を経るやうに書いてある場合が確かにあるやうに、ございませう。但しその場合にいつも若干の留保をつけておきます点も行政の面でございませう。それがたとへば海上保安廳に附随いたします海難に関する機關という場合には、これはその機關それ自身の意思が拘束をいたしますけれども、そうでない行政の面につきましては、議を経ました場合においても、なおかつそれについての調整というものは別に講じておりますので、そういう点の調和をはかつて参りますならば、これにどのような性格を與えるかということ、自治廳それ自身の運用にただちに支障を來すというぐあいには私ども考へておりません。

○有田(憲)委員 政府委員は本質をわきまえておられないように考えます。今までの地方財政委員会は、なるほど官廳の制度であつて一つの執行機關的の制度である。ところが私の今提唱する自治委員会を議決機関にするとは、決して前の地方財政委員会の姿にもどせというのではない。その姿は地方自治に現われてゐる。ただその地方自治委員会を運用しなければ、せっかく自治委員会をつくるというわけが、地方自治委員会の弱過ぎる意味において、地方自治委員会を議決機関にして、より強くこれを反映することが必要で、決して御心配になるように利益代表というふうな弊害は起らない。これは及ばずながら國會もありませんから、幾らでも調整できる。今日の地方自治の完全に行かないことは、先般も増田官房長官に申したごとく、地方財政の確立がないこと、今までの姿はあまりにも大蔵省の中央集権的な威力に押されて、この地方財政委員会は弱過ぎる、また地方財政事務局が弱過ぎて太刀打ちできない。地方自治委員会が協力をしたつて、それでもまだ弱過ぎると思ひます。決して郡の御心配になるような懸念はない。この地方自治委員会をより強く活用しなければ、この法律の精神が生かれない、これを強く私は信ずる。法律的にあるいは事務的にこれが絶対的に困るということであれば、われ／＼國會議員としての判断になります。その前にも法律的に支障であるのかというのを私は問ひたい。

○有田(憲)委員 郡政府委員もよく御存じと思ひますが、各官廳、各省にお

きまして、省大臣がある事項に対して委員会の議を経なければならぬというところはたくさん例があるのであります。決して自治廳長官を全部縛るわけだけではありません。重要な事項に対してだけ縛る。たとへて申すならば、この十一條に掲げてあるような事項に対しては、自治委員会の意見を考へなければならぬという一條があります。それが自治委員会の議を経なければならぬというように、これに對して、もし法律的な異議があるならばこの際承りたいのですが、異議はないと思ふのですがどうでしょう。

○郡政府委員 各省についてお話のように、ことに近時別の機關を設けて、その議を経るやうに書いてある場合が確かにあるやうに、ございませう。但しその場合にいつも若干の留保をつけておきます点も行政の面でございませう。それがたとへば海上保安廳に附随いたします海難に関する機關という場合には、これはその機關それ自身の意思が拘束をいたしますけれども、そうでない行政の面につきましては、議を経ました場合においても、なおかつそれについての調整というものは別に講じておりますので、そういう点の調和をはかつて参りますならば、これにどのような性格を與えるかということ、自治廳それ自身の運用にただちに支障を來すというぐあいには私ども考へておりません。

○有田(憲)委員 郡政府委員もよく御存じと思ひますが、各官廳、各省にお

きまして、省大臣がある事項に対して委員会の議を経なければならぬというところはたくさん例があるのであります。決して自治廳長官を全部縛るわけだけではありません。重要な事項に対してだけ縛る。たとへて申すならば、この十一條に掲げてあるような事項に対しては、自治委員会の意見を考へなければならぬという一條があります。それが自治委員会の議を経なければならぬというように、これに對して、もし法律的な異議があるならばこの際承りたいのですが、異議はないと思ふのですがどうでしょう。

○郡政府委員 各省についてお話のように、ことに近時別の機關を設けて、その議を経るやうに書いてある場合が確かにあるやうに、ございませう。但しその場合にいつも若干の留保をつけておきます点も行政の面でございませう。それがたとへば海上保安廳に附随いたします海難に関する機關という場合には、これはその機關それ自身の意思が拘束をいたしますけれども、そうでない行政の面につきましては、議を経ました場合においても、なおかつそれについての調整というものは別に講じておりますので、そういう点の調和をはかつて参りますならば、これにどのような性格を與えるかということ、自治廳それ自身の運用にただちに支障を來すというぐあいには私ども考へておりません。

○有田(憲)委員 郡政府委員もよく御存じと思ひますが、各官廳、各省にお

きまして、省大臣がある事項に対して委員会の議を経なければならぬというところはたくさん例があるのであります。決して自治廳長官を全部縛るわけだけではありません。重要な事項に対してだけ縛る。たとへて申すならば、この十一條に掲げてあるような事項に対しては、自治委員会の意見を考へなければならぬという一條があります。それが自治委員会の議を経なければならぬというように、これに對して、もし法律的な異議があるならばこの際承りたいのですが、異議はないと思ふのですがどうでしょう。

○郡政府委員 各省についてお話のように、ことに近時別の機關を設けて、その議を経るやうに書いてある場合が確かにあるやうに、ございませう。但しその場合にいつも若干の留保をつけておきます点も行政の面でございませう。それがたとへば海上保安廳に附随いたします海難に関する機關という場合には、これはその機關それ自身の意思が拘束をいたしますけれども、そうでない行政の面につきましては、議を経ました場合においても、なおかつそれについての調整というものは別に講じておりますので、そういう点の調和をはかつて参りますならば、これにどのような性格を與えるかということ、自治廳それ自身の運用にただちに支障を來すというぐあいには私ども考へておりません。

を、議を経なければならぬというこ
とに解して支障がないと私は断定し、
今の郡政府委員の答弁もさうに考え
ていいと思いますが、それで間違ひな
ければ、よろしいとだけ返事してもら
いたい。

○郡政府委員 自治委員会の権限は十
一條にござるにござるに、全体的に地
方自治に關する仕事のうちで基本
的なものを列挙しておりますが、これ
は別に他の同種のものに比べまして
は、列挙の範圍が廣いと思ひます。非
常に抽象的な言葉で書いてあります
が、基本的な事項はこのうちに網羅し
たされております。従いましてこれを
議決機關としたしましては、かな
りに強力な議決機關に相なるだろう
と思ひますが、それ自身がただちに法律
的に触れるとは思ひません。ただ國務
大臣の内閣の一員としての性格と調和
を保ち得るならばさう思ひますと思
ひます。國務大臣を首長といたしま
す。國務大臣の内閣の一員として
の性格と矛盾したようなことがあ
りますならば、それは法律上に支
障が起るのであります。あとは實際の
運用上どちらが適當かといふこと
に關すると思ひます。

○有田(喜)委員 大體法的には議を
経なければならぬといふことに解し
てさしつかえないといふふうに丁手し
て、あとは國務大臣にお尋ねいたしま
す。

次にちよつとだしておきたいので
すが、第四條に地方自治委員会の組織
があります。これも同僚委員からなる
御質問がありましたので、私はよくど
くどくは申しませんが、この委員会の
組織は、從來の財政委員會の組織をそ

のまま用いたのではなくして、政府にお
いて根本的に考へていただきたいこと
は、今までの財政委員會は執行機關的
性格、すなわち一つの官廳であつた。
ところが今度は私の申しします議決
機關にいたしました。また原案にある
諮問機關にいたしました。従いましてこ
の性格が違つておる。従いましてこの
メンバーをもつと多くしても一向さし
つかない、私は思ひます。すなわちこの
メンバーのほかに、あるいは地方議會
の議長、代表といふようなものを加え
ても一向さしつかえないと思ひます。
すが、もし私がそれを誤解しておるな
らば、この際政府委員から御指摘を願
ひたいと思ひます。私の言うことが間
違ひなければ、その通りと簡単に言つ
てもいい。

○郡政府委員 この点にはわかにその
通りと申し上げかねるのであります。
一つは委員會といふものを運用して参
ります場合に、基本的なことではあり
ますが、相當頻りに会合を開かなけ
ればならぬこと、それから委員の數
といふものは從來の委員會の運用に比
べまして比較的に少い方がよろしい、
今度の他の法律でも、從來の多い委
員會をむしろ減しておる例がございま
す。これは議決機關、諮問機關につい
てそれ／＼理由がございしますが、必ず
しも行政整理の現われといふ考へ方だ
けでなくて、九人だつたものを五人に
減すといふようなことをしておるもの
があるのをごいします。六、七人とい
う數けむしる委員會の議事を進めて行
く上に適當である。また今指摘の議長
のような点がございしますが、知事、市
町村長といふようなものは、法律上明
らかに地方公共團體を代表し、統轄し

ておりますから、それだけ議決機關の意
思に基いて行動しておるのであつて、
議決機關の意思とは矛盾しないもので
ある。それから先ほども触れた点であ
ります。直接選挙によつて出て來て
おるもので、これらのものが地方自治
體を代表しておるといふ点は、他のい
ずれよりもその性格がきつてゐる。他
のいふよりも、これらのものを網羅いた
しますならば、それと大體同数の他
の性格の委員を加へる限度で十分であ
つて、多數の方面から意見を聞こうと
いたしまして、これは、総理府設置法の中
にも書いてあります。さうな廣い機關と
いふものを別に考へてもよろしいと思
ひます。たゞこれに諮問機關である
からといつて、これ以上數をふやす必
要は、委員會の運営上必要がないよう
に存じております。

○有田(喜)委員 委員の人數をふや
さない方がいかにどうかといふことは、
今郡府から聞かなくても、他日國務大
臣に質問してその態度を決しますが、
私の言うことを郡府はよく御理解にな
つていないようです。この諮問機關あ
るいは議決機關といふ性格と、今まで
の官廳的性格の財政委員會といふもの
は根本的に違ふのです。今市町村の連
合組織が代表したものならば、市町村
長は公選だから十分とおつしやます
が、しかし市町村の立場といふものと
各市町村における議會の立場といふも
のは性格が違ふ。そのことに對して今
あなたの意見を聞こうとは思ひません
が、決してここに二人や三人の委員が
ふえたからといつて、そのためにこの
自治委員會の性格がかわるとか何とか
いふような小さい問題でないのです。
なるほど執行機關の性格を持つておつ

たならばおつしやるようなことになる
でしよう。しかし議決機關なりあるい
は諮問機關の性格のものであれば、そ
んな一人や二人の問題じゃないと私は
確信しております。

次にちよつとお尋ねしたいのです
が、この法律の中には直接關係がない
かもしれませんが、御承知の通り昭和
十八年の三月に、内務大臣の命令によ
りまして、市町村吏員の恩給制度の組
合ができております。その恩給制度を
実施して、それが財源につきましては、
吏員の納付金とか市町村の納付金とか、
縣の補助金、あるいは國庫補助金等に
よりまかなひまして、事務費について
は國庫補助金をもつて、その運営をし
ておることは御承知の通りであります。
ところが昭和二十二年以來國庫
補助金中には、最近のインフレのため
に人件費や物件費が高騰いたしました
が、その相當額をまかなうところの部
分が認められていないために、非常に
地方におきましてはこれが運営に支障
を來しております。それに加えて先般
恩給法が改正されて、恩給が十倍
とか二十何倍というように増額され
たのであります。地方財政は非常に窮
乏して困窮しておるのです。この際國
庫補助を新たに事務費、補助金をきめ
て交付されることが適當だと思ひま
す。もちろん國家財政は非常に窮乏し
ておりますが、しかし地方のために考
えられる皆さんにおきましては、その
点について何か手を打たないと、非常
に地方のために相済まぬと私は考へ
るのであります。いかに考へになつ
ておるか、またこの対策をどうされる
か、この点をお伺ひしたいと思ひま
す。

○有田(喜)委員 有田君に申しおきま
す。一番初めに私申したのですが、こ
の委員會は行政機構の組織に關するこ
とばかりで、今の御質問は地方行政の
運用に關することじゃないですか。

○有田(喜)委員 答弁だけ伺へばいい
のです。簡單でいいのです。

○郡政府委員 簡單に申し上げます。
これについては削減されたので放
置できることではございせん。議員
の皆さんの御協力を得て、強力にこの
善後措置は講じて、町村吏員に適當な
恩給を給するようになしたいと思つ
ております。

○有田(喜)委員 恐縮ですが、もちろ
んわれ／＼も協力するのですが、政府
としてどう考へておるのか、どうい
う措置をされようとしておるのか、それだけ
を聞きたいのです。

○郡政府委員 町村吏員の恩給制度
は、私あの當時数年苦心いたして、よ
うやくあれをものにしたのでありま
し、特にあゝいう面において町村吏員
の恩給なるがゆゑに、國庫がこれに對
して援助する必要なしといふ表面的の
理由は、どういふ納得はできませんの
で、その点の誤解を解いて、しかるの
ちに國の一定率の補助をいたすよう
にして参りたいと現在手配いたしてお
ります。

○有田(喜)委員 われ／＼國會とはい
はしてしましてもこの問題に對しては全力
を盡したいと思ひます。政府におかれ
ましては、御承知のような状況を一日
も放任することができないと思ひます
ので、關係方面、大藏當局と緊密なる
連絡をとりましてすみやかにこれが実
現されんことを特に切望いたしまし
て、私の質問を打ち切ります。

○審査委員長 これまで委員各位の熱心なる質疑は一應済みしました。この連合会はこれで終了するつもりでございます。御参考のために一言申し上げます。それで内閣委員会は月曜日は法務委員会、火曜日は文部委員会、水曜日は大蔵委員会、木曜日は外務及び通信委員会と、みな連合審査会を開く予定になつております。他に経済安定、商工、農林、水産、労働、建設等の各常任委員会と、それ／＼連合会を開かねばなりませんので、この法案は連合審査会を本日終えまして、内閣委員会では続けて審査をやります。また本連合委員会は本日終了いたしますが、それぞれの委員会がありますから、その委員会において十分御審議あらんことをお願いいたします。

○門司委員 今委員長はこの委員会の連合審査を終えるというお話であります。単に地方自治廳設置についてだけの御意見でありますならば、これでけっこうだと思ひますが、しかしそのよつて来るものは地方行政の上には非常に大きな影響を持つ法案であります。従つてわれ／＼はできれば一できればというより最後まで本委員会を連合審査の形でやつていただきたいことを強く希望するのであります。そうしますと、この法案ができ上りまして、その法案の執行その他のことについて、またこれが地方行政委員会に参ります場合に、いろいろわれ／＼の知らざる間に、いろいろ／＼の言ひ過ぎかも知れませんが、比較的關係しないうちに法案が通過いたしてありまして、實際の運用の面にわたつていろいろ支障を來すようなことがあつても、突はならないかと思ひますので、

私はそのことを強く希望を申し上げるのであります。この点ひとつ各委員にお諮りを願つて、その上で御決裁を願ひたいと思ひます。

さらにわれ／＼は將來におきましても、あるいはわれ／＼の希望する通りに連合審査委員会が行われたいというような場合がありましても、私どもは本委員会がこの地方自治法に関する法案を御審議なさいます場合におきましては、委員外発言を求めることがあるであらうということを、あらかじめ委員長は御了承をお願ひします。

○審査委員長 それは存じております。今後ほかの委員会と連合会をかけまして、その御要望によつてはさらにこの連合会を開くことはあるかもしれませんが、今日はこれで一應終了いたします。さよう御承知願ひします。

午後四時四十八分散会